

令和5年度ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託

公募型プロポーザル実施要項

1. 事業の趣旨・目的

本市において海は重要な観光コンテンツの一つとして位置付けられている。しかしながら、東日本大震災や全国的な海水浴離れ等の影響から、本市においても海水浴場の来場者数は年々減少傾向にある。そのような中で、ビーチスポーツやビーチを活用したアクティビティ、マーケットの開催等、海水浴場以外の新たな利活用も定着してきており、夏以外の海浜部への来場は徐々に増えてきている。

また近年、ペットブームが加速する中、阿字ヶ浦海岸や国営ひたち海浜公園に愛犬同伴で来訪する観光客が多く見られるようになり、市内でもドッグランの設置や、宿泊施設がペット受入のための客室改修を進めるなど、ドッグツーリズムが普及しつつある。

このような状況を踏まえ、本イベントをきっかけに、本市における更なるドッグツーリズムの機運醸成を図るものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託
- (2) 実施場所 阿字ヶ浦海岸及び姥の懐マリンプール
- (3) 業務内容 別紙「令和5年度ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和6年1月31日(水)まで
- (5) 委託上限額 5,600,000円

3. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、より広く専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を募り、受託候補者を評価・選定するためにプロポーザル方式によって行う。

4. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和5年6月15日(木)
(2) 質問の締切	令和5年6月21日(水) 正午必着
(3) 質問に対する回答	令和5年6月26日(月) までに順次
(4) 参加申込書受付締切	令和5年6月28日(水) 午後5時必着
(5) 参加資格要件確認結果通知	令和5年7月3日(月)

(6) 企画提案書等の提出締切	令和5年7月21日(金)
(7) プレゼンテーション	令和5年7月26日(水)(予定)
(8) 審査結果通知	令和5年7月31日(月)(予定)
(9) 契約締結	令和5年8月9日(水)(予定)

※Web会議ツール(Zoom)を使用し、オンラインによる実施とする。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当するものでないこと。
- (3) ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成20年告示第126号)別表各項に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 財務状況等から本業務を遂行することができないおそれがないと判断するもの。
- (7) ひたちなか市暴力団排除条例(平成24年条例第28号)第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等にあてはまるものでないこと。
- (8) 宗教活動及び政治活動を目的としているものでないこと。

6. 参加申込の手続

- (1) 事務局(問い合わせ先)

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

茨城県ひたちなか市経済環境部観光振興課(本庁舎3階)

電話 029-273-0111/FAX 029-276-3072

Mail kankou@city.hitachinaka.lg.jp

- (2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書(様式第1号)	
②	法人概要書(様式第2号)	
③	業務実績報告書(様式第3号)	
④	商業登記事項証明書又はその写し	
⑤	地方税及び国税に滞納が無いことの証明書	

⑥	直前事業年度の財務諸表の写しまたは、それに代わる財務状況の確認がとれる書類の写し	
⑦	印鑑証明書の写し	
⑧	その他市長が必要と認める書類	

※ひたちなか市物品調達入札参加有資格者名簿に登載されている事業者については、提出書類の④～⑦は省略できるものとする。

※提出書類のうち、事前に発注者の承諾を受けたものについては、代替書類の提出を認めるものとする。

(3) 提出方法

郵送又はメールにより、6-（1）の事務局あてに提出すること。

(4) 提出期限

令和5年6月28日（水）午後5時必着

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 書類の配布

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和5年6月28日（水）まで、6-（1）の事務局及びひたちなか市ホームページ上で配布する。

(7) 参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認結果の通知については、令和5年7月3日（月）までに発送する。

7. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書（様式第5号）を郵送、メール又はFAXにより、6-（1）の事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

②受付期間 令和5年6月15日（木）から令和5年6月21日（水）正午必着

(2) 回答

①回答方法 ひたちなか市ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

②回答日 令和5年6月26日（月）までに順次する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（任意様式）	作成にあたっては、別紙「令和5年ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。
②	業務執行体制（様式第4号）	
③	見積書（任意様式）	

(2) 提出方法

①～③の提出書類は全てPDF化し、1つのファイルに結合したうえで、メールにより6-（1）の事務局に提出するとともに、（4）提出部数を郵送又は持参により6-（1）の事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和5年7月21日（金）正午必着

(4) 提出部数

正本1部、副本を4部提出すること。

(5) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは、市が指示した場合を除き、認めない。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、ひたちなか市情報公開条例の規定に基づき対応する。
- ④提出された書類は、受託候補者審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。

9. 審査・選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者1者を選定する。

(2) 企画提案書の提出者（以下、「提案事業者」という。）が、提出した企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

①プレゼンテーション実施日 令和5年7月26日（水）

②実施場所 Web会議ツール（Zoom）を使用し実施

③その他 1提案事業者あたり提案20分、質疑10分程度

(3) 令和5年度ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、別紙「令和5年度ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託審査基準書」に基づき、企画提案書・プレゼンテーション及び契約の誠実な履行に関わる参加者の体制を含めた総合的な審査を行う。

なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案内容について質疑を行うことがある。

- (4) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ受託候補者を決定するものとする。
- (6) 次の①から⑦までのいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ① 6－（2）又は 8－（1）の提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 6－（2）又は 8－（1）の提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 見積金額が委託上限額を超過している場合
 - ④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - ⑤ プレゼンテーションを欠席した場合
 - ⑥ 企画提案にあたり、著しく信義等に反する行為があったと市が認める場合
 - ⑦ その他、誠実な契約の履行が望めないと市が認める場合

10. 選定結果の通知・公表

審査結果は、審査作業終了後、すべての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は令和5年7月31日（月）とする。

また、審査結果通知日の同日、次の項目をひたちなか市ホームページ上に公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- （受託候補者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない。）

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者とひたちなか市の間で、委託内容、委託金額等について調整を行い、双方の合意が得られた場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者はひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第147条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第147条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) その他

- ①契約代金の支払は、目的物の引渡し完了した後に行うものとする。
- ②受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届を提出するものとする。なお、この場合においては、次順位者を受託候補者とするものとする。

12. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 6-(2)の提出書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、審査日の2日前の午後5時までに参加辞退届出書を提出するものとする。
- (3) 企画提案書及び見積書は、1参加者につき1提案に限るものとし、プレゼンテーションについても同様とする。
- (4) 参加事業者が1者のみであった場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。